

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年 6月定例会

〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉																	
災害派遣手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの。	他市も同様の規定又は改正が行われる。																	
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉																	
災害派遣手当の額を直近の基準に改め、対象となる範囲を見直し、それに加えて旅館業法の改正がなされたことによる所要の改正を行う、交野市災害派遣手当に関する条例の一部を改正するもの。	公用の施設又はこれに準ずる施設の場合1日あたり3,470円の負担増 その他の施設の場合 15日以内の期間1日あたり5,820円の負担増 15日から30日以内の期間1日あたり5,920円の負担増 30日から60日以内の期間1日あたり5,270円の負担増 60日をこえる期間1日あたり4,640円の負担増																	
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉																	
昭和37年災害対策基本法→昭和51年基準の改正→平成7年基準の改正→平成25年基準の改正 （大規模災害の復興に関する部分） 昭和37年災害対策基本法、平成16年武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、平成24年新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成25年大規模災害からの復興に関する法律 平成29年12月15日旅館業法の一部改正法公布	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	安心して子どもを生き育てることができる 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている 災害で被害を受けないう、少なくするよう備えている																
〈市民参加の状況〉	○その他の計画（該当する場合のみ） <table border="1" data-bbox="1310 1157 2069 1316"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>						計画名称		策定年度		計画期間							
計画名称																		
策定年度																		
計画期間																		
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	〈政策等の実施時期〉 <table border="1" data-bbox="1124 1323 2069 1437"> <tr> <td colspan="2">担当部局</td> <td colspan="2">担当課</td> <td colspan="2">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">危機管理室</td> <td colspan="2">危機管理室</td> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> 有・無・新旧対照表</td> </tr> </table>						担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）		危機管理室		危機管理室		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無・新旧対照表	
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）														
危機管理室		危機管理室		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無・新旧対照表														

交野市災害派遣手当に関する条例の一部改正について

1. 条例改正の目的

災害派遣手当の額を国が示す基準まで引き上げるとともに、災害派遣手当の対象を自然災害以外の災害事象にまで拡大を行う。それに加え、旅館業法の改正に伴う所要の改正を行うもの。

2. 条例一部改正案の内容

・災害派遣手当の対象

「災害対策基本法」→「災害対策基本法」

「武力攻撃事態等における

国民の保護のための措置に関する法律」

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」

「大規模災害からの復興に関する法律」まで拡大する。

・災害派遣手当の額

【公用の施設またはこれに準ずる施設】

滞在日数に関わらず1日につき「500円」→「3,970円」

【その他の施設】

1日あたり15日以内「800円」} → 30日以内「6,620円」

15日から30日以内「700円」}

30日から60日以内「600円」 → 「5,870円」

60日を超える日数 「500円」 → 「5,140円」 → 見直しを行う。

・「公用の施設又はこれに準ずる施設」を「ホテル営業及び旅館業」の施設以外の施設から「旅館・ホテル営業」の施設以外の施設とする。

3. 施行日

公布の日

交野市災害派遣手当に関する条例（昭和40年条例第14号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項および地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条並びに大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項および地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条_____の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定する職員_____（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当_____の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

新			旧		
別表			別表		
利用施設の区分 交野市に滞在した期間	公用の施設またはこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)	利用施設の区分 交野市に滞在した期間	公用の施設またはこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円	15日以内の期間	500円	800円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円	15日を超え30日以内の期間	500	700
60日を超える期間	3,970円	5,140円	30日を超え60日以内の期間	500	600
			60日を超える期間	500	500
<p>(備考)</p> <p>1 本表中「公用の施設または、これに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。</p> <p>2 滞在期間中に前記利用施設の区分を異にして利用施設を変更したときは、変更した日にかかる手当額は変更後の施設区分による。</p>			<p>(備考)</p> <p>1 本表中「公用の施設または、これに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業および旅館業の施設以外の施設をいう。</p> <p>2 滞在期間中に前記利用施設の区分を異にして利用施設を変更したときは、変更した日にかかる手当額は変更後の施設区分による。</p>		